

大津市立南郷中学校いじめ防止基本方針

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる

～見つけることが教師の一步である～

はじめに

生徒が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って健やかに成長してあげることが、学校・家庭・地域を含めたみんなの願いです。そこで、本校では、教育目標に「自主・自治・自立」（自分で考え、相談し、自分たちでつくる学校）、「人権」（自分と同じように相手を大切に考える生徒）、「凡事徹底」（あたりまえのことがあたりまえにできる規範意識と実行力）を掲げ、子どもの声をよく聞き、子どもとともに学び続ける教師を目指し取り組んでいるところです。

しかし、いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。それゆえ、いじめの問題への対応は学校を含めた社会全体における最重要課題となっています。

こうした、いじめから一人でも多くの生徒を救うために、教職員一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚すべきです。

そこで、本校では、いじめ防止に向け、子どもの最善の利益の実現を目指し、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 3 条や「大津市子どものいじめの防止に関する条例」（平成 25 年 4 月 1 日施行。以下「条例」という。）第 2 条に規定する「基本理念」に則り、市教育委員会をはじめ保護者の方、地域の方々、関係機関等と適切に連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処すべく、次のような基本方針で臨みます。

「いじめ」の定義（「いじめ防止対策推進法」より抜粋）

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

1. いじめに関する学校の基本理念

- (1) 学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わないようにすること。
- (3) 他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないようにすること。
- (4) いじめが生徒の心身に及ぼす影響について、理解を深めるようにすること。
- (5) いじめを受けた生徒の生命および心身の保護をすること。

2. いじめの防止のための基本的な考え方

あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図る。また、生徒が人権の意義や問題について、正しく理解し、自分と他者の人権をともに大切にする実践的な態度を身につけさせる。

(1) いじめの未然防止

本校では、すべての生徒をいじめに向かわせることなく、より良い人間関係を築けるよう育み、いじめを生まない環境をつくるために、学校、家庭、地域その他の関係者が一体となって継続的な取り組みを進めます。

また、教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことの理解を促すとともに、豊かな情操や道徳心、自尊感情、人を思いやる心などを育みます。

さらに、生徒が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な態度を身につけられるよう努めます。

加えて、生徒の自主・自治・自立の活動を進め、生徒自らがいじめの未然防止に取り組むなどして、すべての生徒が安心して生活し、学習できる学級、学校づくりを推進します。ついでには、上記のことに関して、本校では、以下のような取り組みを重点的に進めます。

具体的な取り組み	目標
わかりやすい授業への取り組み	・各教科で公開授業を行う。
いじめを許さない学級づくり	・学級活動で、自発的・自治的な活動から、支援的な関係づくりを進め、生徒にとって居心地の良い学級づくりを進める。
人を思いやる心を育み、命の大切さを学ぶ道徳授業の実施	・6月は各学年で、10月は人権教育との連携で道徳授業を実施する。
生徒会を中心とした取り組み	・いじめ実態アンケートを通じて、学校の課題について話し合う。 ・課題に応じて年間2回のPST会議（保護者、生徒会、教師）を実施する。
家庭や地域との連携強化	・PTAや安全リーダーの方々と協力して、あいさつ運動、地域パトロールを実施する。 ・人権推進協議会、PTA、小中連携合同、いじめ防止ポスターの製作と地域を含めた掲示を行う。
情報モラル教室	・夏休み前に、1,2年生を対象に実施する。 ・PTA主催（教師、保護者対象）で、2学期に実施する。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、また、事実認定が難しいものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気づく鋭い観察力を高めることが必要です。

このため、本校では、日頃から生徒の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、速やかに関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視せず積極的に認知できるよう努めます。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行います。

また、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。さらに生徒にとって、いじめられていることは周りに相談しにくいものであるだけに、安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に生徒に声かけをするなどを心がけ、信頼関係を築くとともに、学校として、定期的な調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。

加えて、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めるため、地域、家庭とも連携するよう努めます。ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取り組みを重点的に進めます。

具体的な取り組み	目標
アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none">・学期に1回「教師のためのチェックリスト」を実施する。・学期に1回、善行迷惑調査を実施する。・6月、10月に「いじめ早期発見リスト」を実施する。・10月に「学校生活アンケート」を実施する。
教育相談月間の実施	<ul style="list-style-type: none">・学期に1回、教育相談を通じて個別相談をし、生徒のきめ細かな把握に努める。
見守り活動の実施	<ul style="list-style-type: none">・授業間、昼食指導、朝・終学活前のフロアの見守り・下校指導を徹底する。・生徒机や下駄箱のらくがきやいたずらについて点検をする。・特別棟やトイレの見回りも計画的に実施する。
校内研修会の実施	<ul style="list-style-type: none">・年に1回、いじめ問題に係わる研修会を実施する。

(3) いじめへの対処

生徒からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立つ必要があります。

このため、本校では、いじめがあった場合はもちろんのこと、いじめの疑いがある段階で、いじめを受けた（もしくは受けたと思われる）生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保しつつ、「いじめ対策委員会」を開催します。その場で、情報の共有を図るとともに、指導方針等について検討し、直ちに対処します。

この際、いじめを受けた生徒の立場に配慮しつつ、関連する生徒から事情を確認するとともに、必要に応じてスクールカウンセラーにつなぎます。

また、家庭や市教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図ります。

加えて、いじめを行った生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて、心理、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図ります。

このため、平素からすべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、関係機関との連携に努め、情報共有する体制を整えます。

については、上記のことに関して、本校では以下のような取組を重点的に進めます。

具体的な取組	目標
いじめ対策委員会の開催	・週1回（水1）開催し、情報共有や未然防止等について協議します。また事案認知時に開催し、対応等を協議します。
被害者への支援	・被害者の気持ちに寄り添い、丁寧な対応をします。また、必要に応じ、スクールカウンセラー等の専門家と連携して支援します。
加害者への指導と支援	・学校での指導だけでなく、必要に応じて関係機関等と連携を図り、指導・支援します。
傍観者への指導と支援	・被害者の気持ちを理解させ、当事者としての意識を持たせるよう指導・支援します。

① 被害生徒への支援

- ・「子どもを守る」「被害者が最優先」という立場で指導にあたる。
- ・被害生徒に安心感を与え、共感的な態度で話を聞き、問題点を明確にする。
- ・担任一人が抱え込まず、副担任、学年、学校全体で組織として対応する。

② 加害生徒に対する指導と支援

- ・正確な事実をもとに指導する。（いつ、どこで、誰に、何を、どうした）
- ・行為が正当なものでないことを十分に悟らせる指導を行う。
家庭環境や学校への不平が行動の背景にある場合があり、事情を聞く面も必要であるが、それらの行為は絶対に許されない行為であることを毅然たる態度で教える。
- ・人権の大切さに気づかせ、本人が自ら反省する方向に導くように援助する。
内容によっては、関係機関と連携し、厳しい処置を検討する。

③傍観者に対する指導と支援

- ・ いじめの認識に加え、助長する雰囲気があったかを確認する。
- ・ 傍観者の与える影響を踏まえ、当事者としての意識を持たせる。
- ・ いじめに対する一人ひとりの思いを、学級・学年で共有する。
- ・ 一方的に人の心を傷つける行為は、決して許されないことを徹底して指導する。

3. いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。

その役割等については、以下のとおりとします。

①いじめ対策委員会の役割

- ア) いじめの防止等の取り組みの年間計画を作成すること。
- イ) いじめの防止等の取り組みについて、全ての教職員間で共通理解を図ること。
- ウ) いじめの防止等の取り組みの実施、進捗状況の確認を行うこと
- エ) 生徒や保護者、地域に対して、いじめ防止等の取り組みについて情報発信する。
- オ) いじめの疑いに関する情報の収集や記録、共有を行うこと。
- カ) 情報の迅速な共有を図り、事実関係の聴取や支援・指導体制を判断すること。
- キ) 保護者との連携等の対応を行うこと。
- ク) いじめ防止等の取り組みの検証を行い、必要に応じて見直しを行うこと。

②いじめ対策委員会の構成員 管理職・教務主任・いじめ対策担当教員・生徒指導主事・教育相談担当・生きる力加配
学年生徒指導・養護教諭・学年主任・担任とし、
個々の事案に応じて、関係の深い教職員や派遣されているスクールカウンセラーを追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、市教委指導主事の他、心理や福祉の専門家、弁護士、医師などの外部専門家の参加を得ます。

(拡大いじめ対策委員会;学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況評価等を協議)

構成員は、管理職、教務主任、いじめ対策担当教員・生徒指導協同推進教員等の学校教職員の他、自治連合会会長、PTA会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員などの学校関係者とします。※学校協力者会議と兼ねる。

③関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取り組みの実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会、道徳教育部会、生徒会等と役割分担し、連携して取り組みます。

4. その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、年度末に目標の達成状況（活動実績）を自己評価します。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取り組みがいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取り組み内容や方法の見直しを検討します。このような取り組みを通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組み	備考
4	生徒指導研修（①・②・③）	・教職員の共通理解
5	家庭訪問（②） 「教師のためのチェックリスト」（①・②） いじめ実態アンケートの実施（①・②・③）	・生徒会の取組み
6	いじめ実態アンケートの結果に基づく話し合い（①・②・③） いじめ防止啓発月間（①・④） 善行迷惑調査（②） 教育相談（②・③） 学校協力者会議（拡大いじめ対策委員会）（④）	・生徒会の取組み
7	いじめ実態アンケートに関する全校生徒への報告（①・②・③） 情報マナー教室（①） PST会議（①・④） 保護者懇談会（④）	・生徒会の取組み
8	いじめ問題に関する校内研修会（①・②・③・④）	
9	「教師のためのチェックリスト」（①・②）	
10	いじめ防止啓発月間（①・④） 学校生活アンケート（①・②・③）	
11	教育相談（②・③） 善行迷惑調査（②） PTA講演会（④）	
12	保護者懇談会（④）	
1	善行迷惑調査（②） 「教師のためのチェックリスト」（①・②）	

1	「Stop!いじめ」のポスター制作 (①)	・ 人権推進協議会、PTA、小中連携合同の取り組み
2	教育相談 (②・③) 学校協力者会議 (拡大いじめ対策委員会) (④)	
3	P S T 会議 (①・④)	
年間を通じて	朝のあいさつ運動 (①・②)	・ PTA 主催 (月 2 回) ・ 生徒会 (週 2 回)
	下駄箱、トイレチェック (①・②)	・ 毎日
	いじめ対策委員会 (①・②・③)	・ 週 1 回 (火 1)

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

